

## 小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

令和4年1月20日  
白山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症について、本県においてもオミクロン株による感染が確認されており、今後、さらに感染の拡大が懸念される所です。本市においても、小中学校での感染者が判明し、臨時休業等の措置を取らざるを得ない状況もあります。また、中学校・高等学校受験も近づいてきており、受験生・保護者等の不安や心配を少しでも払拭し、安心して受験できるようにする必要があります。そこで、下記の対応をお願いします。

### 記

※下線は今回新たに加筆・修正した箇所

#### 1 今後の中学校3年生の対応について

- ・ 1月24日（月）から2月1日（火）までの期間、中学校3年生については、オンライン授業に切り替える。なお、臨時休業措置対応等の学校は準備が整い次第、できるだけ早く実施する。給食を止める期日が決定したら、学校指導課まで連絡する。
- ・ 面接練習・各高等学校別の打ち合わせ等については、上記期間に別途実施日を設定したり、分散登校で対応したりするなど、実情に応じて実施する。
- ・ 時間を決めて、朝の会等によりオンライン健康観察を実施する。つながらない家庭には、電話連絡で対応するなど、受験生の不安解消等に配慮する。
- ・ オンライン授業の内容、時間については、各校の実情に応じてできる範囲で実施する。（例えば、20分間プリントの問題を解き、20分間解説を行う）
- ・ 通信速度などの事情で自宅でのオンライン授業を受けることが難しい場合や、自宅では集中できない場合、または、上手く接続できない場合は、学校に登校してオンライン授業を受けることも可とする。
- ・ G I G A端末持ち帰りの際には、充電庫からアダプターをはずし、併せて持ち帰る。

#### 2 臨時休業等によるオンライン授業の実施について

- ・ 陽性者が判明し、臨時休業（学年・学級含む）の措置を行う場合、対象児童生徒全員が自宅でのオンライン授業を実施する準備を整える。
- ・ G I G A端末持ち帰りの際には、充電庫からアダプターをはずし、併せて持ち帰る。
- ・ 時間を決めて、朝の会等による健康観察を実施する。つながらない家庭には、電話連絡で対応するなど配慮する。
- ・ オンライン授業の内容、時間については、各校の実情に応じてできる範囲で実施する。
- ・ 通信速度などの事情で自宅でのオンライン授業を受けることが難しい場合や、自宅では集中できない場合、または、上手く接続できない場合は、学校に登校してオンライン授業を受けることも可とする。

#### 3 基本的な感染症対策について

- ・ 「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る。
- ・ 体調不良の児童生徒については、登校せず自宅療養や医療機関を受診すること、登校後に体調不良を生じた児童生徒については、速やかに早退し、自宅療養や医療機関を受診することが基本であることを徹底する。
- ・ 児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校を控える。
- ・ 症状は出ていないが、同居の家族がPCR検査を受ける場合も登校を控える。
- ・ 暖房中であっても、こまめに換気を行う。
- ・ カラオケボックスなどの遊興施設など、混雑している場所や時間を避ける。

#### 4 連絡体制について

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、保護者に徹底する。
- ・陽性者判明後は、所定の様式により、保健所の施設調査に協力できるように必要事項を速やかに把握する（9/22付事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症患者発生時の保健所の施設調査への協力について」参照）
- ・各校は、臨時休業に備えて、児童生徒の健康観察、課題等の指示、学習資料の提供等について適切に対応できるよう Teams 等の活用について事前に準備と教職員間で休業時の対応を確認しておく。

#### 5 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

##### (1) 感染リスクの高い学習活動について

- ・特に、以下に示す学習活動はできるだけ控える。実施する場合は、感染症対策を徹底して実施する。
- 児童生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
- 室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
- 児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
- 児童生徒が密集したり接触したりする運動

##### (2) 飲食を伴う場面について

- ・学校内外を問わず、食事中は、向かい合って着席しないようにし、会話を控える。
- ・学校のランチルーム等においては、座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように座席を配置する。

##### (3) 部活動について

- ・まん延防止等重点措置実施区域との往来を伴う練習試合、合宿、発表会等は当面禁止する。その他の地域との往来を伴う部活動を実施するにあたっては、細心の注意を払う。
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅する。
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。
- ・大会等に参加する場合は、11月10日付事務連絡の別紙で示した事項について改めて確認する

##### (4) その他校内における感染対策について

- ・日常的に行われている他学年との交流活動・場面（例えば、縦割り清掃・クラブ活動・児童会生徒会活動等）については、できるだけ控える。
- ・学校施設の状況に応じて、他学年との交流が低減できるよう可能な限りゾーニング等の工夫をする。（例えば、使用する階段を学年によって分ける、ノーチャイムとして休み時間の時間をずらす等）